

件名	愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

【改正の概要】

スポーツ・文化部への観光交流部門の移管に伴い、「愛媛県行政組織条例」に規定されている部の名称及び分掌事務を次のとおり改正する。

部名	改正内容
スポーツ・文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・部の名称を「観光スポーツ文化部」に改める。 ・分掌事務に、「観光及び国際交流に関する事項」を追加する。
経済労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・分掌事務のうち、「観光及び物産に関する事項」を「物産に関する事項」に改める。 ・分掌事務から、「国際交流に関する事項」を削る。

《組織概要》

(改正前)		(改正後)
1 総務部		1 総務部
2 企画振興部		2 企画振興部
3 <u>スポーツ・文化部</u>		3 <u>観光スポーツ文化部</u>
4 県民環境部		4 県民環境部
5 保健福祉部		5 保健福祉部
6 経済労働部		6 経済労働部
7 農林水産部		7 農林水産部
8 土木部		8 土木部



施行日 令和3年4月1日

【その他参考事項】

○地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。